

青少年健全育成協力店事業実施要綱

(趣旨)

第1条 青少年（小学校就学の始期から満20歳に達するまでの者をいう。以下同じ。）に関わりのある事業者が青少年の健全な育成に対し理解し、及び協力し、もって青少年をとりまく社会環境の健全化の推進を図ることを目的とした青少年健全育成協力店事業については、この要綱の定めるところによる。

(青少年健全育成協力店の登録)

第2条 青少年の健全な育成に協力しようとするものは、青少年健全育成協力店（以下「協力店」という。）として市長の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとするものは、業種を記載した登録申請書を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請書を受けた場合において、支障がないと認めたときは、申請者を協力店として登録し、登録通知書により申請者にその旨を通知するものとする。

4 前項の登録を受けたものは、協力店であることを示すステッカーの交付を受け、当該店舗の見やすい箇所に貼り付けるものとする。

(協力店の取組み)

第3条 協力店は、次の取組みを行うものとする。

(1) 青少年へのあいさつ等の声かけを行うこと。

(2) 深夜（午後11時から翌日の午前4時までの間をいう。）に外出している青少年に帰宅を促すこと。

(3) 照明が暗く見通しが悪い等の、店内の環境が青少年の非行の誘因とならないようにすること。

(4) 青少年の喫煙、飲酒等の行為を発見したときは、注意すること。

(5) 必要に応じて関係機関に連絡し、相談すること。

(6) 地域の青少年健全育成活動に協力すること。

(7) 神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）その他の関係法令を遵守すること。

(登録期間等)

第4条 協力店の登録期間は、登録の日から起算して3年を経過した日が属する年度の末日までとする。

2 協力店から登録の取消しの申出があったとき又は協力店が前条の取組みを行っていないと認められるときは、市長は、登録を取り消し、協力店にステ

ッカーを返納させるものとする。

(その他の事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協力店の登録に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。